

川崎市教育委員会訓令第1号

事務局各課

各教育機関

川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月18日

川崎市教育委員会

教育長 小 田 嶋 満

川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程の一部を改正する訓令

川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程（昭和 5 0 年川崎市教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表川崎市教育委員会事務局事務分掌規則第 3 条に掲げる部相当の室の項を次のように改める。

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則 第 3 条に掲げる課を置かない部及び室	庶務を担当する担当課長（担当 課長を置かない場合にあっては、 部（室）長）
--	---

別表前各項に定める設置箇所以外の勤務箇所の項中「教育長が別に定める」の次に「職」を加える。

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。